

## **[事案 2024-249] 解約取消請求**

・令和7年10月8日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人による不適切な募集行為があったことを理由に、解約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成26年10月に契約した医療保険（契約①）を、令和3年10月に解約し、同年11月に新たな医療保険（契約②）を契約した。その後、令和6年6月に、募集人による乗換提案に問題があったことを理由に、保険会社は契約②を取り消した。しかし、以下の理由により、契約①を復活させてほしい。

- (1)募集人からは、乗換えに際し、募集人にお金を預けることで、保険料が実質無料になるという提案を受けた。
- (2)保険会社の対応として、乗換後の契約を取り消すケースと、乗換後の契約を取り消したうえで乗換前の契約を復活させるケースがある。同条件において、契約者によって対応方法が異なるのは不適切であり、平等な対応をすべきである。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人に関する対応については、当社の方針にもとづいて一貫した対応を行っており、募集人が関わった契約についても、個別に確認を行ったうえで対応している。
- (2)個別検討を行ったところ、募集に問題があったとは明確に認定できないものの、紛争の早期解決の観点から契約②を含む他契約について契約の取消しを提案した。その際、申立人から契約①の解約取消の要望があったが、その要望に応じることまでは難しいと回答した。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。